

平成30年12月14日

門真市議会議長

佐藤 親太 様

総務建設常任委員会

委員長 岡本 宗城

委員会審査報告書

本委員会に付託の下記諸議案については、審査の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決したので、会議規則第74条の規定により報告します。

なお、審査の経過については、別紙付託議案審査概要記録のとおりです。

記

- 1 議案第63号 市道路線の廃止について
- 2 議案第64号 市道路線の認定について
- 3 議案第65号 市道路線の変更について
- 4 議案第66号 門真市民文化会館大規模改修工事請負契約の締結について
- 5 議案第70号 門真南駅第1自転車駐車場、門真南駅北自転車駐車場及び門真南駅東自転車駐車場の指定管理者の指定について
- 6 議案第71号 門真市弁天池公園の指定管理者の指定について
- 7 議案第72号 門真市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正について
- 8 議案第76号 平成30年度門真市一般会計補正予算（第8号）中、所管事項
- 9 議案第77号 平成30年度門真市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）中、所管事項
- 10 議案第78号 平成30年度門真市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）中、所管事項
- 11 議案第79号 平成30年度門真市公共下水道事業会計補正予算（第3号）

審査日：平成30年12月6日（木）

○議案第66号 門真市民文化会館大規模改修工事請負契約の締結について

（議案の内容）

- 1 工 事 名 門真市民文化会館大規模改修工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 18億3182万1480円
- 4 契約の相手方 大阪市中央区瓦町二丁目4番7号
栗本建設工業株式会社
代表取締役 吉本 昇
- 5 工 期 議会の議決のあった日から平成32年2月28日まで

（主な質疑と答弁）

問	工事の概要は。
答	照明・音響設備等の舞台設備の更新、大・小ホール及びエントランスホールの天井の耐震改修、経年劣化等による屋上防水の一部や空調設備等の改修、トイレやエレベーターなどのバリアフリー改修、施設案内表示等の利便性・機能性・快適性の改善が主な内容である。
問	今回の入札の結果をどのように評価しているのか。
答	最低制限価格事後公表試行案件であるため、各業者において積算を行い入札された結果、1者については最低制限価格未満のため無効となっているが、その他4者については、予定価格と最低制限価格の間で入札されており、金額についても、ばらつきが見られることから、適正な入札であったと考えている。
問	事後公表を何年も試行実施しているが、何を検証しているのか。
答	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律では、「入札に参加しようとし、又は契約の相手方になろうとする者の間の公正な競争が促進されること。」と定められていることから、最低制限価格を事後公表とすることによる落札率の変化や最低制限価格の同額入札の増減、職員への不当な働きかけの有無等について確認を行っている。
問	数量や単価を記載している積算明細書を確認しないのか。
答	国の通知では、業者から提出された内訳書に不備がある場合には当該入札を無効とすると明記されているが、内訳書以外の明細の確認までは求められていないため、内訳書の確認のみを行っている。
問	最低制限価格を事後公表としたことによって、職員に対して不当な圧力がかったことはあるのか。
答	事後公表とすることによる圧力等が国の指針でも危惧されているため、本市では規定を設け、全庁的に統一した対応をしており、この取り組みのもとで不当な働きかけは発生していないと報告を受けている。

（討論） なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第71号 門真市弁天池公園の指定管理者の指定について

(議案の内容)

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設
門真市弁天池公園
- 2 指定管理者となる団体
門真市中町1番1号
公益社団法人門真市シルバー人材センター 理事長 山根 静子
- 3 指定する期間
平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

(主な質疑と答弁)

問	指定管理業務の概要は。
答	巡視点検等の運営管理、園内施設の清掃、花壇及び遊具等の施設維持管理である。
問	申請が1団体であったが、選定の妥当性は。
答	指定管理者候補者選定委員会における第1次審査及び第2次審査の結果を踏まえ、総合的に審査した結果、市民サービスの向上を図るための具体的手法や安定した運営管理を実施する体制がすぐれていると判断したものであり、適正な選定と考えている。

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第72号 門真市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正について

(議案の内容)

公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴い、本市議会議員選挙における候補者の選挙運動用ビラの作成を公営とするため、所要の改正を行う。

(主な質疑と答弁)

問	公職選挙法の一部を改正する法律の趣旨及びその内容は。
答	都道府県または市の議会の議員の選挙において、候補者の政策等について有権者の知る機会の拡充を目的に、候補者が選挙運動のためのビラを頒布することができるよう29年6月21日に公布され、31年3月1日から施行されるものである。 指定都市以外の市の議会の議員の選挙にあつては、候補者1人について、選挙管理委員会に届け出た2種類以内のビラ4000枚を上限として頒布できる。なお、公費負担する作成単価の上限は、同法施行令で7円51銭と規定している。
問	選挙運動用ビラの頒布方法は。
答	選挙運動用ビラに、選挙管理委員会が交付した証紙を貼付し、新聞折り込みまたは当該ビラに係る候補者の選挙事務所内、個人演説会の会場内及び街頭演説の場所において頒布する方法に限られている。
問	選挙運動用ビラの記載内容のチェック体制は。

【答】 届け出時における選挙管理委員会の審査項目は、大きさが法定の規格内であるか、法定の2種類以内であるか、法定記載事項である頒布責任者と印刷者の氏名及び住所が記載されているかといった形式的な審査となっている。

その他の記載内容を審査し、取り消しまたは修正を命ずる権限を選挙管理委員会は有しないものとされているが、内容に虚偽事項等の法令に触れるような記載がある場合には、関係機関と連携し適切に対応していく。

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第76号 平成30年度門真市一般会計補正予算(第8号)中、所管事項

(議案の内容)

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7219万9000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ560億7395万3000円とする。

また、債務負担行為の補正及び地方債の補正についても定める。

(主な質疑と答弁)

【歳入：道路維持管理事業費補助金減額分 △1029万6000円

都市整備基金繰入金追加分 339万1000円

大和田茨田線整備事業債追加分 50万円

地方道路等整備事業債追加分 140万円

歳出：道路維持管理事業

路面下空洞調査業務委託料減額分 △500万5000円】

【問】 道路維持管理事業において、大和田茨田線舗装新設工事には追加配当で社会資本整備総合交付金が充当されているが、路面性状調査や路面下空洞調査への充当は。

【答】 路面性状調査及び路面下空洞調査については、既に発注を終えている状況であったことから追加申請の対象外となった。

【問】 交付金の充当がない各調査の実施方法は。

【答】 路面性状調査については、都市整備基金を繰り入れして、予定どおり実施することとしている。

また、路面下空洞調査においては、当初予定していた一般財源の範囲内で実施できるよう調査路線を変更している。

【問】 大和田茨田線舗装新設工事の概要は。

【答】 舗装の劣化が著しいことから、既設舗装の打ちかえや排水施設の修繕等を行うものである。施工場所は三ツ島3丁目付近の延長約240mで、31年1月から3月にかけて施工予定である。

【問】 交付金の配当がないことによる一般財源への影響は。

【答】 歳出予算の減額に加え、市債の増額及び都市整備基金繰入金の増額による特定財源間での財源構成の変更を行うことで、30年度での一般財源負担の増減はない。

後年度の一般財源負担については、市債が増額となることから、当該市債の償還期間である10年間の総額で、おおむね200万円の増加を見込んでいる。

【債務負担行為：旧第一中学校跡地整備活用方法検討調査業務委託 915万6000円】

問	旧第一中学校跡地整備活用方法検討調査業務委託の調査目的及びその内容は。
答	施設配置イメージ案等を踏まえ、生涯学習複合施設や交流広場等を一体的に整備する上で、民間の創意やノウハウを活用した最適な事業スキームを確立させるため、事業手法の比較検討や民間事業者の参画可能性調査（サウンディング調査）、整備効果等を調査する。
問	同業務委託業者の選定方法は。
答	市職員を選定委員とした公募型プロポーザル方式を考えている。
問	民間事業者のサウンディング調査を実施する理由は。
答	最適な事業スキームを確立する上で、直接対話による民間事業者の意見や提案等を把握し、事業を具体化する情報を収集するためである。
問	調査結果における生涯学習複合施設建設基本計画や施設配置イメージ案等への影響は。
答	施設配置イメージ案等を踏まえて、事業手法等の最適な事業スキームを確立する調査であり、同基本計画の内容や各施設の配置をゼロベースで見直すような大きな影響を与えるものではない。

【歳出：予備費 1億588万3000円】

問	大阪府北部地震及び台風21号における本市の被害状況は。
答	大阪府北部地震では、人的被害はなかったものの、住宅の一部損壊73カ所、半壊1カ所、市公共施設についてもガラスの破損等小規模な被害を確認している。 台風21号では、1人が死亡し、住宅の一部損壊1046カ所、半壊9カ所、市公共施設についても、強風による学校施設等の屋根の損壊、倒木や路上への飛来物等の被害を多数確認している。
問	対応状況は。
答	実施時期は未定だが、地震災害対策事業費として、市公共施設に係るブロック塀の撤去及び回収等に約7100万円、ブロック塀等安全対策促進補助に2500万円、その他として窓ガラスの修繕等に約1000万円、計約1億600万円の予算措置をしている。 また、風水害対策事業費として、倒木及び飛来物の除去に約1000万円、災害廃棄物処理委託に約1200万円、市公共施設の屋根の補修等に約4400万円、計約6600万円の予算措置をしている。
問	今回の災害を踏まえた今後の課題は。
答	職員及び各部署が流動的にあらゆる規模の災害に対応できるよう、門真市職員災害時初動要領の改正が必要と考えている。 また、本庁舎を初めとする全ての市公共施設の強靱化を早急に進めていくことが必要だが、費用の問題もあるため、庁内での議論を深めていくことが重要と考えている。

【歳出：基幹系システム改修業務委託料 453万6000円】

債務負担行為：基幹系システム改修業務委託 461万2000円】

問	地方税共通納税システムの導入に当たり改修が必要となる地方税ポータルシステム（e L T A X）の概要は。
答	地方税の手続を電子的に行うシステムであり、申告等を窓口に出向くことなく自宅やオフ

イス、税理士事務所等のパソコンからインターネットを通じて行うことができる。

具体的には、個人市民税、法人市民税及び固定資産税のうち償却資産の地方税の申告に加え、特別徴収義務者の所在地・名称変更の届け出や法人設立・設置の届け出等の手続も行える。

問 システム改修に係る費用の国からの財政措置は。

答 30年度普通交付税の基準財政需要額を算定する上で、徴税費に地方税共通納税システム委託料として、標準団体当たり市町村分で約1100万円が措置されている。

問 地方税共通納税システムの導入効果は。

答 法人市民税及び個人市民税の特別徴収分について、これまでの電子申告とあわせて納税まで一連の手続を複数の市町村へ一括で行うことが可能となるため、納税者の事務負担の軽減につながる。

また、本市の導入効果としては、納付書を郵送する事務負担や経費の軽減に加え、指定金融機関以外からの収納が可能となることによる市税徴収率の向上にもつながるものと考えている。

【歳出：消防活動事業 2668万8000円】

問 解体後の旧門真本署跡地の活用法は。

答 31年度内には建物を除却し、土地が市に返還される予定であり、跡地の用途については、未定である。

問 葎島・千石出張所解体工事中に判明したアスベストの含有箇所は。

答 千石出張所の外壁において、アスベスト含有が判明したと聞いている。

問 工期への影響は。

答 葎島出張所でアスベスト含有は確認されなかったものの、解体工事が同時発注のため、両出張所及び旧千石出張所ともに工期延長されると聞いている。

問 工期の見通しは。

答 債務負担行為を設定して2カ年の工期としており、31年度の秋ごろに建物の除却等原状回復の後、旧葎島出張所用地は国に返還し、旧千石出張所用地は府に返還する予定と聞いている。

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

このほか、議案第70号「門真南駅第1自転車駐車場、門真南駅北自転車駐車場及び門真南駅東自転車駐車場の指定管理者の指定について」は、指定管理委託の内容についてと料金設定の考え方等について、質疑、答弁があり、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した。

なお、議案第63号から第65号まで及び第77号から第79号までは、いずれも理事者の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した。

平成30年12月14日

門真市議会議長

佐藤 親太 様

民生常任委員会

委員長 土山 重樹

委員会審査報告書

本委員会に付託の下記諸議案については、審査の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決したので、会議規則第74条の規定により報告します。

なお、審査の経過については、別紙付託議案審査概要記録のとおりです。

記

- 1 議案第67号 門真市保健福祉センター内障害者福祉センターの指定管理者の指定について
- 2 議案第68号 門真市立老人福祉センター、門真市高齢者ふれあいセンター及び門真市地域高齢者交流サロンの指定管理者の指定について
- 3 議案第69号 門真市立市民公益活動支援センターの指定管理者の指定について
- 4 議案第73号 門真市保健福祉センター条例の一部改正について
- 5 議案第74号 門真市文化芸術振興条例の一部改正について
- 6 議案第75号 門真市民文化会館条例及び門真市立市民交流会館条例の一部改正について
- 7 議案第76号 平成30年度門真市一般会計補正予算（第8号）中、所管事項
- 8 議案第77号 平成30年度門真市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）中、所管事項
- 9 議案第78号 平成30年度門真市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）中、所管事項

審査日：平成30年12月7日（金）

○議案第67号 門真市保健福祉センター内障害者福祉センターの指定管理者の指定について

（議案の内容）

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設
門真市保健福祉センター内障害者福祉センター
- 2 指定管理者となる団体
守口市大日町三丁目27番7号
株式会社オールケアライフ
代表取締役 鎌倉 義雄
- 3 指定する期間
平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

（主な質疑と答弁）

問 指定管理者の応募が1団体であった理由は。

答 募集要件のうち重度心身障がい児・者へのサービス提供について、実施する事業者がいまだ少ないことが理由として考えられる。

問 第1次審査の管理運営を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているかの審査項目で75点満点中30点の得点となっているが、事業を運営していく上で問題はないのか。

答 第1次審査で審査できない事項があり、得点に反映されないことから、第2次審査のプレゼンテーションと質疑応答を含め判断してはどうかという意見が選定委員から出され、最終の総合評価において、管理運営の実情を把握する中で事業の安定性、実績、財務的な安定が評価されたので、事業の運営については問題ないと考えている。

（討論） なし

（結果） 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第69号 門真市立市民公益活動支援センターの指定管理者の指定について

（議案の内容）

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設
門真市立市民公益活動支援センター
- 2 指定管理者となる団体
大阪府中央区平野町一丁目7番1号
特定非営利活動法人大阪NPOセンター
代表理事 金井 宏実
- 3 指定する期間
平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

（主な質疑と答弁）

問 指定管理期間が「3年間」から「5年間」となっている理由は。

〔答〕 市民公益活動支援センターの設置目的を達成するため、指定管理者には施設管理のほか、市民公益活動が活性化する事業の実施や協働コーディネート業務、ボランティア活動に対する調整・支援等の業務を行うことを求めており、さまざまな主体との関係性の構築、人材や団体の育成に成果を発揮してもらうために必要な期間として、これまでの「3年間」から「5年間」に改めたものである。

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第74号 門真市文化芸術振興条例の一部改正について

(議案の内容)

文化芸術振興基本法の一部を改正する法律の趣旨に鑑み、本市における文化芸術施策を総合的かつ計画的に推進するため、所要の規定整備を行う。

(主な質疑と答弁)

〔問〕 上位法である文化芸術基本法で、「文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し」と、表現の自由が明記されているが、本条例に明記がない理由は。

〔答〕 表現の自由は、憲法で保障されている全ての国民の権利であることから、あえて明記はしていない。

〔問〕 同法では学校等の文化芸術団体・家庭・地域の相互連携について明記されているが、市の見解は。

〔答〕 本条例第6条において、推進基本計画を策定するものとするとして規定しており、それぞれの連携を深めるためにも同計画に盛り込んでいく考えである。

〔問〕 同条例第6条はこれまでの「基本方針」を「推進基本計画」に改めたが、同計画の具体の策定方法は。

〔答〕 31年1月開催予定の第2回文化芸術振興審議会において、市が示す骨子案を皮切りに、31(2019)、2020年度の2カ年をかけ、同計画の策定を進めていく。

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第75号 門真市民文化会館条例及び門真市立市民交流会館条例の一部改正について

(議案の内容)

門真市民文化会館及び門真市立市民交流会館の利用料金の加算割合を見直し、門真市民文化会館の利用料金に減免制度を導入する等、所要の改正を行う。

(主な質疑と答弁)

〔問〕 条例改正で利用料金に変更された部分の理由は。

〔答〕 ルミエールホールと中塚荘ともに市民の生涯学習活動を推進・支援するため、新たに減免規定を設ける。

また、ルミエールホールにおいては、土・日、祝日のいわゆる休日利用時の料金の3割加算を廃止するほか、入場料その他これに類するものを徴収する場合であっても、営利・営業目的ではない場合は加算を行わないなど、市民の利便性の向上につなげる。

<p>なお、市外利用者や営利営業目的での利用については、それぞれの料金加算を「5割」から「10割」に改める。</p>	
問	市内利用者の料金の具体例は。
答	<p>社会教育施設等で適用している減免規定を取り入れ、市民団体に限り、障がい者が過半数の場合は利用料金の全額を免除、65歳以上の高齢者が過半数、あるいは中学生以下が過半数を占める場合は5割の減額となるほか、教育委員会で登録されている社会教育関係団体等は3割の減額となる。</p> <p>例として、65歳以上の高齢者が過半数を占める団体が日曜日の午前9時から12時までルミエールホールの研修室を使用した場合、利用料金は休日加算を含んだ「5200円」から「2000円」に引き下がる。</p>
問	加算見直しをされたが、変更後の料金の具体例は。
答	<p>例として休日に大ホールを全日利用した場合、市内で非営利の団体の場合は「17万7450円」から「13万6500円」に引き下がるが、市外利用者が営利目的で使用する場合は「31万3950円」から「40万9500円」に引き上がる。</p>
問	近隣市との料金の比較は。
答	<p>ホールの席数等により単純に比較することは難しいが、最大加算される市外利用者が営利目的で休日に終日利用した場合、1席当たり単価で比較すると、寝屋川市726円、守口市458円、本市371円、大東市201円、四條畷市149円であり5市中3番目となる。</p>
問	料金以外の改正部分で市民が利用しやすくなる点は。
答	<p>ルミエールホールの楽屋については、これまで大ホール・小ホールを利用する場合のみに利用が可能であったが、条例改正後は各ホールが利用されていない場合及び各ホール利用者が楽屋を利用しない場合に、楽屋のみの利用が可能となるため、サークル活動やミーティングなどに利用する団体は、便利になると考えている。</p>

(その他の質疑項目) 料金の引き上げに伴い利用率が低下する可能性について など

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第76号 平成30年度門真市一般会計補正予算(第8号)中、所管事項

(議案の内容)

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7219万9000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ560億7395万3000円とする。

また、債務負担行為の補正及び地方債の補正についても定める。

(主な質疑と答弁)

【歳出：経営体育成支援事業補助金 130万4000円】

問 台風21号により、被害を受けた農業者に対する農業用ハウスなどの再建・修繕等費用における補助金の対象件数見込みは。

答 本市での補助対象の見込み件数は、1件である。

【歳出：住民基本台帳システム整備委託料 979万1000円】

問	住民票の写しなどへの旧姓併記実施に伴い、住民基本台帳システムを改修する自治体数は。
答	住民基本台帳法施行令等の一部改正が行われることから、同システムを導入している全自治体がシステム改修を行う予定と聞いている。
問	システム改修により、課税証明にも旧姓が併記されるようになるのか。
答	課税証明には旧姓は併記されない。
問	住民票の写しなどへ旧姓併記を希望する場合の手続は。
答	国から示されている手続方法では、旧姓の記載を希望する場合、婚姻直前の姓または出生時の姓等から一つ選択し、当該旧姓の記載がある戸籍謄抄本を添付して住所地市区町村に請求を行うこととされている。
問	旧姓併記されたマイナンバーカードを取得するメリットは。
答	住民票の写しを取得しなくても旧姓を示すことができる点が挙げられる。

(討論) 反対討論あり

(結果) 賛成多数で原案のとおり可決

このほか、議案第68号「門真市立老人福祉センター、門真市高齢者ふれあいセンター及び門真市地域高齢者交流サロンの指定管理者の指定について」は、審査方法と配点状況等について、質疑、答弁があり、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した。

また、議案第73号、第77号及び第78号は、理事者の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した。

平成30年12月14日

門真市議会議長

佐藤 親太 様

文教こども常任委員会

委員長 松本 京子

委員会審査報告書

本委員会に付託の下記議案については、審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決したので、会議規則第74条の規定により報告します。

なお、審査の経過については、別紙付託議案審査概要記録のとおりです。

記

- 1 議案第76号 平成30年度門真市一般会計補正予算（第8号）中、所管事項

審査日：平成30年12月10日（月）

○議案第76号 平成30年度門真市一般会計補正予算（第8号）中、所管事項

（議案の内容）

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7219万9000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ560億7395万3000円とする。

また、債務負担行為の補正及び地方債の補正についても定める。

（主な質疑と答弁）

【歳入：学校適正配置推進事業 11万8000円】

問	門真市学校適正配置審議会の開催の趣旨は。
答	20年12月に示された同審議会の第3次答申における再検討課題が残されている中で、8月の門真市魅力ある教育づくり審議会の答申において、小中一貫教育をより円滑に行うための学校施設のあり方や、市内学校の再編統合について早急に検討を求める旨の提言があった。それらを検討し、多様な人間との豊かなつながりを構築しながら、子どもたちにとってよりよい教育環境の実現のため、新委員による同審議会の立ち上げを行うものである。
問	学校適正配置審議会の委員構成と人選方法は。
答	門真市附属機関に関する条例の施行に関する門真市教育委員会規則に基づき、大学教員や地域団体、PTA、公募市民、小・中学校の校長等を考えている。
問	学校適正配置審議会のスケジュールは。
答	31年2月ごろに1回、次年度に7回開催し、2020年2月ごろに答申を受ける予定である。現状に即した、小中一貫校、義務教育学校等の考えも含めた学校施設のあり方について、短期間に集中的に議論し、市全体におけるよりよい学校のあり方を迅速に検討してもらえると考えている。
問	門真市学校適正配置事業実施方針の再検討課題の内容は。
答	第四・第五中学校校区の再編、第二・五中学校校区内の小学校再編についての課題が残されており、児童数や校区の状況、地元の意見等を考慮した上で、再検討が必要とされている。
問	単学級の学校がふえた場合に想定される課題は。
答	現状1学級が19人という学校もあることから、このまま手だてを講じなければ、6年間クラスがえができないことによる人間関係の固定化、多様な人間とのつながりやコミュニケーション力の養成に支障が生じるおそれがある。また、教職員数の減少により、担当する校務分掌業務がふえることが懸念され、将来的に子どもたちの健全育成や学校運営におけるさまざまな課題があると考えている。
問	児童、クラス数順で、小規模な小学校は。
答	30年5月1日時点で、北巢本小学校が164人で6クラス、砂子小学校が177人で7クラス、五月田小学校が244人で9クラス、大和田小学校が269人で10クラスである。
問	小規模小学校を同じ中学校校区で最短距離の小学校と統合させた場合の組み合わせは。

答	北巢本小学校と四宮小学校、砂子小学校と脇田小学校、五月田小学校と二島小学校、大和田小学校と沖小学校である。
問	中学校区に関係なく、小規模小学校を最短距離の小学校と統合させた場合の組み合わせは。
答	北巢本小学校と四宮小学校、砂子小学校と脇田小学校、五月田小学校と二島小学校、大和田小学校と速見小学校である。
問	学校統廃合により廃止される学校の想定は。
答	多面的な観点から、学校適正配置審議会において審議がなされるものと考えている。

【歳出：旧第一中学校跡地整備活用方法検討調査業務委託 289万8000円】

問	旧第一中学校跡地整備活用方法検討調査業務委託の内容は。
答	生涯学習複合施設や交流広場等を一体的に整備する最適な事業スキームを確立するため、その事業手法の比較や事業の制度設計等を検討し、民間の創意やノウハウを活用し、効率的、効果的に公共サービスの提供が期待できるよう調査する。
問	調査結果により、生涯学習複合施設建設基本計画が変わることがあるのか。
答	事業手法等の最適な事業スキームを確立するものであり、建設基本計画に影響を与えるものではない。

【歳入：安心こども基金特別対策事業費補助金減額分 △5706万2000円

民間保育所等整備助成事業債減額分 △480万円

歳出：保育所等整備補助金減額分 △6419万5000円】

問	保育定員拡充事業に係る補正予算の概要は。
答	30年度内に工事完了予定であった保育定員拡充事業における施設について、事業者の整備計画に変更が生じ、30年度、31年度の2カ年にわたる施設整備に変更となり、31年6月ごろに開園する見込みとなったため、それに伴う予算を減額する。
問	整備計画の変更に伴い、市負担額に影響はあるのか。
答	当初予定していた予算を整備計画に合わせて、2カ年に振り分けることとなるが、現時点では影響はない。
問	施設の開園が遅れることによる保育定員数への影響は。
答	31年4月に見込んでいた保育定員の拡充が図れなくなることで、児童への影響が発生するが、開園すれば、0歳児6人、1歳児12人、2歳児18人、3歳児22人、4歳児22人、5歳児22人の計102人の保育定員の拡充を見込んでいる。その結果、年度途中に発生する待機児童への対応が一定できるほか、目標年次である31年度末には、計画どおりの定員が確保される見込みとなっている。
問	30年10月1日時点の待機児童数は。
答	0歳児73人、1歳児30人、2歳児18人、3歳児1人、5歳児1人の計123人である。

【歳入：帰国渡日児童生徒受入体制整備支援事業費補助金追加分 19万1000円】

問 帰国渡日児童生徒受入体制整備支援事業の概要は。

答 渡日間もない外国籍の児童・生徒等が日常の生活に必要な日本語、いわゆるサバイバル日本語を早期習得するとともに、授業において必要な日本語指導を受けられるよう、受け入れ体制整備を充実させることを目的とした国と府の事業である。

問 増額補正の概要は。

答 補助対象の範疇が広がり、児童・生徒数が拡大されたことにより、通訳派遣時間115時間分の28万7500円が補助対象に追加されたため、その3分の2の19万1000円を増額する。

問 本市における日本語指導が必要な児童・生徒の現状と府補助金が廃止される来年度の対応は。

答 日本語指導が必要な児童・生徒は約160人であり、学習や学校生活をサポートするため、自立支援通訳を各校に派遣し、個々の児童・生徒の日本語能力を適切に把握し、個に応じたきめ細かい日本語指導を実施しており、府補助金廃止後も指導内容の変更予定はない。

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決